



# EAnetwork

当ニュースレターは、株式会社アースアプレイザルより、最新のニュースと解説を定期的にお届けしています。このEAnetworkは弊社HPより配信のご登録を行われた方、過去に弊社セミナーにご参加いただいた方、及び弊社へ調査のご依頼を頂いたお客様にお送りしております。

ニュースレターの送付には、お客様から頂戴したお名刺やお申し込みになった電子メールに記載されたお客様の個人情報を利用してまいります。弊社の個人情報保護に関する基本方針は、弊社ホームページに掲載しております (<http://www.earth-app.co.jp/privacypolicy.htm>)。個人情報の利用に関して同意いただけない場合、また、今後配信を希望されない方は、お手数ですが最終ページにチェック、ご記入の上FAXにてご返送、または [eanews@earth-app.co.jp](mailto:eanews@earth-app.co.jp) までご連絡ください。基本方針に基づき、責任を持って登録を削除させていただきます。

## ☆NEW 環境展に出展いたします☆

アースアプレイザルは、2009年5月26日(火)～29日(金)に東京ビッグサイトにて開催される2009NEW環境展に出展いたします。(ブース:東1ホール A IT・ソリューションゾーン 小間番号 A118) 本展示会の出展社数は3/27現在485社、また昨年の来場者数は18万名超と、非常に大規模な展示会です。ご来場をご希望の方は、ご招待状をお送り致しますので、メールにてご連絡ください。

連絡宛先 [eanews@earth-app.co.jp](mailto:eanews@earth-app.co.jp)

2009NEW環境展HP <http://www.nippo.co.jp/n-expo009/>

今回のコラムは『自治体のフェイズIの実情と運用(1)』と『環境リスクについて-その2-』をお送り致します。

## ☆ Environmental column ☆

### 『自治体のフェイズIの実情と運用』(1)

地方自治体のフェイズI(資料等調査)の実態を、環境省への報告書を参考にして記述する。なお、当報告書は、(社)土壌環境センターから平成19年度に「土壌汚染調査対策手法検討調査」の成果として提出されたものである。2回に分けて掲載する。

今回は、フェイズI調査の実施及び報告について、各自治体における条例の整備状況を記述する。

- 1) フェイズI調査の実施および報告を条例等により義務付けている自治体は、以下の16自治体である。

群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府、広島県、徳島県 (9都府県)  
草加市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、高槻市、尼崎市、(7市)

上記の内、下線のある12自治体では土地改変時にフェイズIによる土地利用履歴調査を義務付けている。その実施要件としては面積、あるいは、有害物質の使用に分類されるが、面積としては3,000㎡以上の土地改変時に課している自治体が、埼玉県、東京都、愛知県、三重県、大阪府、千葉市、名古屋市、の7自治体と多く、草加市は1,000㎡以上、広島県は用途区分により1,000～10,000㎡に分けられている。

有害物質の使用を要件としている自治体は、神奈川県、横浜市、川崎市であるが、基本的には有害物質が使用された土地の改変時である。

その他、群馬県では有害な物質を含む水の地下浸透のおそれがある時、尼崎市では敷地面積2,000㎡以上の工場の土地の全部または一部の事業活動が終結した時、高槻市では環境影響評価の対象事業を行おうとする時、徳島県では特定有害物質等取扱い事業所の設置者が、敷地内で汚染を発見した場合に知事に届けるとともに、汚染原因等の調査を行わなくてはならない、としている。

- 2) 調査の実施者については、愛知県と千葉市が環境省登録の指定調査機関を挙げており、その他

の自治体では特に規定はない。

3) フェイズⅠ調査で収集する資料は、各自治体をまとめると14種類である。以下に要求する自治体が多い資料を順に列記する。

- |   |
|---|
| ①住宅地図、②登記簿、③施設配置図、④空中写真、⑤下水道・水濁法届出書類、⑥地形図、<br>⑦有害物質保管関連記録、⑧施設の事故・破損記録、⑨現地調査・聞き取り、<br>⑩水文地質関係資料、⑪過去の調査・対策報告書、⑫有害物質の取扱い内容、<br>⑬周辺の井戸・地下水利用、⑭造成の記録 |
|---|

①住宅地図は、今回の調査対象となった全ての自治体が、「必ず調査する」あるいは「必要に応じて調査する」としていた。要求する資料が多い自治体を順に並べる。川崎市が12種類、横浜市10種類、千葉市9種類、東京都と愛知県が8種類であり、少ない自治体は、広島県の4種類、徳島県の3種類であった。

4) 情報を収集する年代は、①対象地の開発が行われた年代〔東京都・草加市・川崎市・尼崎市〕、②田畑が確認されるまで遡る〔埼玉県〕、③事業所の創業時まで〔横浜市〕、④年代を指定している場合、に分けられるが、指定している場合でも東京都では1940年代、千葉市では1945年以降、大阪府では1960年以降、広島県は1971年頃としている。また、特に規定していない自治体もある〔群馬県・神奈川県・愛知県・三重県・徳島県・名古屋市・高槻市〕。収集の間隔は、基本的には土地利用の変遷が分かるように指導している〔愛知県・広島県・川崎市・名古屋市〕。大阪市では住宅地図については全年代の閲覧することを求めており、東京都では10年未満としている。

5) 盛土、埋土による汚染をフェイズⅠの対象とするかどうかについては、フェイズⅠの対象としない自治体は大阪府と名古屋市、フェイズⅠの対象とするがフェイズⅡ（試料採取と分析）の対象としない自治体は愛知県・広島県・川崎市である。フェイズⅡの対象とする自治体はなかった。東京都はケースバイケースで対応しており、盛土が清浄土と判断できれば対象外とし、その判断は申告を重視している。

6) “もらい汚染”については、愛知県・大阪府・川崎市・名古屋市ではフェイズⅠの対象外としている。フェイズⅠの対象とするがフェイズⅡの対象としない自治体は、東京都・広島県である。フェイズⅡの対象とする自治体はなかった。

7) 資料が揃わない場合（Data Gap）の判断については、基本的には“おそれがない〔愛知県・名古屋市〕”あるいは“おそれが少ない〔東京都〕”とされているが、川崎市では“不明”として試料採取と分析を指導している。工場の用途・業種が不明である場合の判断については、愛知県、名古屋市、東京都、川崎市は上記と同様の対応とし、“おそれが少ない〔大阪府〕”としている。

上記のような考え方は、アースアプレイザルの考え方と異なる点もある。特に、6)のもらい汚染については、当社では地形・地質・地下水の情報を出来る限り収集して、地質技術者が判断している。7)のData Gapによる不明な状況については、アースアプレイザルでは基本的には“おそれがある”可能性を否定しない。情報が揃わない場合の“おそれがない”という判断は、適正な情報を提供しない、つまり、“おそれがない”と判断するために資料を揃えない、という状況が起こる可能性が考えられる。このことは結果的にフェイズⅠの信頼性に問題を残すことになるのではないだろうか。

昨年10月10日に行なわれた、環境リスク技術パビリオン（危機管理産業展・アスベスト対策環境展）出展者プレゼンテーションの内容から、環境リスクについてのエッセンスをご紹介します。（制度の詳細についてはプレゼンテーション当時のものから更新し、最新の情報を反映しております）

## ☆環境リスクについて-その2-☆

### 『東京都の温室効果ガス総量削減義務と排出権取引』

京都議定書の発効により日本は2012年までに温室効果ガス排出量を1990年比で6%削減する義務があります。しかし、環境省の報告によると、温室効果ガス排出量は2007年度の速報値（※1）で1990年比の約8.7%増加しているため、実際には約15%削減する必要があります。

日本国内では、温室効果ガス削減に向けて省エネ法等の改正が行われており、事業者に対して削減を促していますが、具体的な数値では規制されていません。しかし、東京都では国に先駆けて2010年から大規模事業所に対して総量削減を義務化します。そこで今回は、東京都の規制の概要について説明いたします。

東京都の温室効果ガス総量削減では、EUで行われているキャップアンドトレード方式が採用されています。このキャップアンドトレードとは、各事業所（※2）に排出量の上限（キャップ）を割り当て自社での削減を行います。上限をオーバーした場合、排出量に余裕のある他の事業所から排出権を購入（トレード）することです。自社での削減では、高効率なエネルギー消費施設・機器への更新や太陽光発電等の自然エネルギーの活用等があります。また、排出権取引の対象は、削減対象の事業所で義務量以上の削減を行った量、削減対象でない都内の中小規模事業者が省エネにより削減した量、都外の事業者が省エネにより削減した量（一定の上限の範囲内）、認証を受けた再生可能エネルギー（風力発電によるクリーンエネルギー証書等）です。

大規模なオフィスビルも削減の対象となっております。削減の義務はビルオーナーにあります。テナントの協力無くして削減は困難です。そこで、削減対象となっているビルの全てのテナントにはビルオーナーの削減対策に協力する義務が課せられています。また、特定のテナント（※3）には独自の対策計画書を作成・提出し、対策を推進する義務もあります。

### 【東京都温室効果ガス総量削減義務と排出権取引の概要】

- ①全体削減目標 : 2020年に2000年比25%削減
- ②削減計画期間 : 2010年から2014年度の5年間で第一計画期間で以降5年度毎の期間
- ③削減対象事業者 : 原油換算で1500kL以上の燃料、熱、電気使用事業所（※4）
- ④削減義務量 : オフィスビル等6~8%、工場等6%（第1計画期間）
- ⑤削減の履行方法 : 自らで削減又は排出権取引

（※1）確定値の発表は今年5月の見込み（環境省ヒアリングによる）

（※2）「事業所」の範囲：基本的には建物、施設単位。

ただし、エネルギー管理の連動性がある場合、または所有者が同一の建物・施設が隣接している場合は、複数の建物をまとめて一事業所とする。

（※3）「特定テナント」：専有部分が5,000m<sup>2</sup>以上のテナント、または前年度の6/1からの1年間の電気使用量が600万kWh以上であるテナント

（※4）排出量算定の対象となるのは燃料、熱、電気の使用に伴い排出されるCO<sub>2</sub>（エネルギー起源CO<sub>2</sub>）のみ

アースアプレイザル PMS事業部 伴文 修

## ☆東京都地球温暖化対策ビジネス事業者に登録いたしました☆

アースアプレイザルは今年3月から東京都地球温暖化対策ビジネス事業者として登録いたしました。

今年4月から改正「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）」が施行さ

れます。この改正により、燃料、熱及び電気の使用量が、原油換算で年間 1,500kl 以上の事業所には CO2 排出総量の削減義務が課されるとともに、排出量取引も行われます。また同一法人で、合計エネルギー使用量 30kl 以上 1,500kl 未満の事業所等を複数所有し、その合計が 3,000kl 以上である場合は、温暖化対策報告書の作成が義務付けられます。また、今回の改正はテナントビルのオーナーにはテナント使用部も含めたビル全体の管理・対策が求められることなど、省エネ法・温暖化対策法の規制とは異なる点もあり、届出の書類も異なる点があります。

省エネ法、温暖化対策法、環境確保条例の規制について、お困りのことがございましたら、ご相談ください（技術担当：境谷、営業担当：尾崎）。

## ☆土壌汚染対策法第5条第1項に基づく指定区域、現在の状況☆

環境省 HP では 2009 年 4 月 7 日現在、指定区域状況が「2009 年 2 月 28 日現在」となっております。環境省の HP に掲載されている自治体に限り、弊社独自に「2009 年 1 月 27 日～2009 年 3 月 31 日」の期間について調査（HP や直接電話で確認調査）をした結果をまとめました。詳細は以下の通りです。

環境省 HP に掲載されている指定区域（2009 年 2 月 28 日現在）は 151 ケ所、一部解除されている区域は 14 ケ所、解除は 164 ケ所の計 329 ケ所となっています。

弊社の調査結果（2009 年 3 月 31 日現在）では土壌汚染対策法第 5 条第 1 項に基づく指定区域が全国で 148 ケ所になっています。また、過去に指定され、一部解除されている地域は 16 ケ所、指定が解除された区域が 169 ケ所となっています。

調査の結果（3 月 31 日現在）、新規情報（HP と異なる）が 8 ケ所あったため、お知らせ致します。

182：東京都港区芝浦 1 丁目（一部指定解除）H21.3.19

247：東京都江東区木場 1 丁目（解除）H21.3.3

268：千葉県茂原市東郷（解除）H21.2.17

303：静岡県榛原郡吉田町住吉（解除）H21.3.10

307：埼玉県八潮市大字 2 丁目（解除）H21.3.24

未掲載：埼玉県戸田市大字新曾（指定）H21.2.27

未掲載：埼玉県秩父郡横瀬町（指定）H21.3.10

未掲載：兵庫県南淡路市松帆古津路（指定）H21.3.31

環境省 HP <http://www.env.go.jp/water/dojo/sekou/shitei.html>

今回の EAnetwork いかがでしたでしょうか。このニュースレターへの感想や土壌汚染・アスベストに関するご質問など、お気軽に Fax または [eanews@earth-app.co.jp](mailto:eanews@earth-app.co.jp) までご連絡ください。

以後メーリングリストでの配信希望の方は、下記にチェックの上 FAX にてご返送、または [eanews@earth-app.co.jp](mailto:eanews@earth-app.co.jp) までご連絡ください。

株式会社アースアプレイザル  
編集者：伊藤美喜・伊藤祥子  
TEL: 03-5298-2151  
FAX 03-3252-5411

## 会社名

## お客様名

次回の配信から、メーリングリストでの配信希望 e-mail:

次回の配信を希望しない

コメント

アースアプレイザルグループおよび業務提携先

札幌アースアプレイザル・山京ビルマネジメント・レアクセス（北海道）、EFA ラボラトリーズ・ジオネット・オンライン・中央開発・基礎地盤コンサルタント・ジオテック・リサイクルワン・協和地下開発（関東）、アイエーシー（神奈川）、トーエネック・フルエング・東邦地水（中部）、建設基礎調査設計事務所（静岡）、阪神測建（関西）、アースアプレイザル GF（大阪）、三協エンジニア（奈良）、エイトコンサルタント（岡山）、復建調査設計（広島）、藤井基礎設計事務所（島根）、東建工業・アースアプレイザル九州（福岡）、三矢エンジニアリング（沖縄）  
海外：Forensic Analytical/Golder Associates Inc./Tetra Tech EM Inc.